平成２７年（フ）第１０号
岐阜県山県市西深瀬2239番地２
債務者　尾藤　一雄
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１１号
岐阜県山県市西深瀬2239番地２
債務者　尾藤多營子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２号
三重県南牟婁郡御浜町大字下市木3487番地
松濤園
債務者　濱田　育子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第３３４号
大津市皇子が丘２丁目９番15―804号
債務者　石黒　敬一
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３５号
大津市皇子が丘２丁目９番15―804号
債務者　石黒鵬太こと　石黒　慶太
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５８号
滋賀県野洲市小篠原1002番地１　サンコーポラス105号、前住所滋賀県大津市真野５丁目25番36号
債務者　丸山　　宏
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３８５号
大津市本丸町６番７―206号
債務者　丹羽　正和
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３８６号
大津市本丸町６番７―206号
債務者　丹羽智子こと　巫　　育臻（WU　YU　CHEN）
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４０１号
大津市美空町１番９―502号
債務者　米田　太富（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４０７号
大津市大平２丁目31番６―504号
債務者　髙野瀬美奈子（旧姓今村）
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５号
大津市美空町１番21―104号、前住所大津市今堅田２丁目19番29号
債務者　岡田　民子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６号
大津市雄琴北１丁目13番22―103号
債務者　吉澤恭仁子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１４号
鳥取県境港市幸神町36番地
債務者　井田　裕一
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第３９号
広島市中区堺町２丁目４番25―302号
債務者　堺　久留美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５号
山口県下関市大字小月町2165番地14
債務者　實谷　英慈
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第６号
山口県下関市幡生本町23番11号
債務者　川本　**重**良
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第３５３号
愛媛県松山市余戸東２丁目１番２号　フォブール余戸東Ａ―102号
債務者　藪下　英一
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
松山地方裁判所民事部